石川県中央会 会報特集号

目 次

◆企業組合制度はこんな制度です 2
◆企業組合制度が変わりました 3
◆法人企業の関係者の方々へ5
◆会社等と中小企業者の組合制度の比較6
◆組合設立の流れ8
◆新設企業組合向け貸付制度について(商工中金)9
◆全国の先進企業組合
◆改正消費税法のポイント30
◆第18回組合交流ゴルフ大会が開催されました32
◆石川県中小企業団体事務局協議会創立20周年記念事業開催のご案内33
◆石川県中小企業団体事務局協議会創立20周年記念事業開催のご案内
◆女性研修会並びに交流懇談会開催のご案内33 ◆青年中央会会員交流ゴルフ大会開催のご案内34
◆女性研修会並びに交流懇談会開催のご案内 33 ◆青年中央会会員交流ゴルフ大会開催のご案内 34 ◆個別専門相談室開催のご案内 34
◆女性研修会並びに交流懇談会開催のご案内 33 ◆青年中央会会員交流ゴルフ大会開催のご案内 34 ◆個別専門相談室開催のご案内 34 ◆決算関係書類等の提出について 35
◆女性研修会並びに交流懇談会開催のご案内 33 ◆青年中央会会員交流ゴルフ大会開催のご案内 34 ◆個別専門相談室開催のご案内 34
◆女性研修会並びに交流懇談会開催のご案内 33 ◆青年中央会会員交流ゴルフ大会開催のご案内 34 ◆個別専門相談室開催のご案内 34 ◆決算関係書類等の提出について 35 ◆事務局新規採用職員の紹介 35 ◆石川県名古屋事務所のご案内 36
◆女性研修会並びに交流懇談会開催のご案内 33 ◆青年中央会会員交流ゴルフ大会開催のご案内 34 ◆個別専門相談室開催のご案内 34 ◆決算関係書類等の提出について 35 ◆事務局新規採用職員の紹介 35

企業組合制度はこんな制度です

●企業組合制度は、個人の創業を応援する制度です。

企業組合は事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々(4人以上)が組合員となって 資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造するための組織です。

組合自体がそれぞれの有するアイデアや技能、技術などを活かした事業を会社と同じように法人格を有する一個の事業体として実施する組織であり、個人が集まって創業するための組織です。

●知り合い同志の様々な経験・技能を活かして自分たちで職場づくりをしてみませんか?企業組合はあなたのやる気と能力を活かすための組織です。

第三者に一方的に技能などを評価されるのではなく、組合員になろうとする方々がお互いの経験や技能を評価しあい、それを経営資源にして事業と職場を同時に創り出す組織が企業組合です。

実施する事業に制限はありません。組合員となる方々が持っている経験や技能などを活かすことができる事業を自由に選択し、実施することが出来ます。

●学歴·年齢·性別不問、働き方や給料はみんなで決定、それが企業組合です。 法人なども組合員にすることができます。

勤務時間など、どのような働き方をするかは組合員が全員で決定することができます。 組合員の働く場を確保することが最大の目的ですから、一定の割合の方々には事業に従事 する義務が課せられていますが、組合員以外の有効な外部経営資源を活用するため、一定 の制限のもとに株式会社などの法人や任意団体も加入でき、連携しながら事業展開するこ とができます。

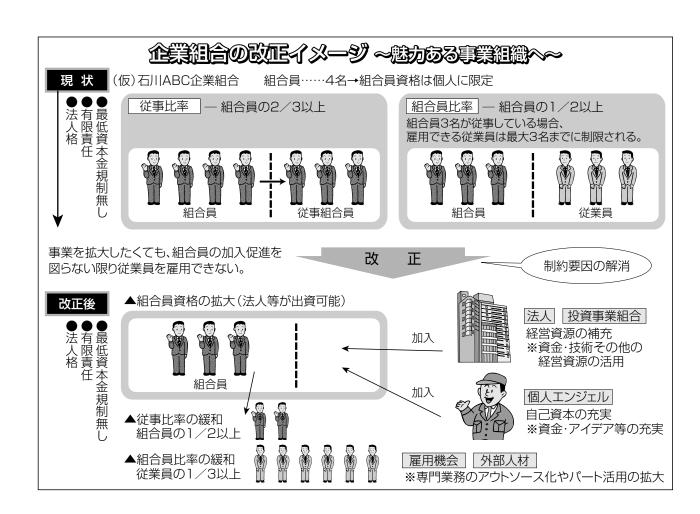
【ポイント】

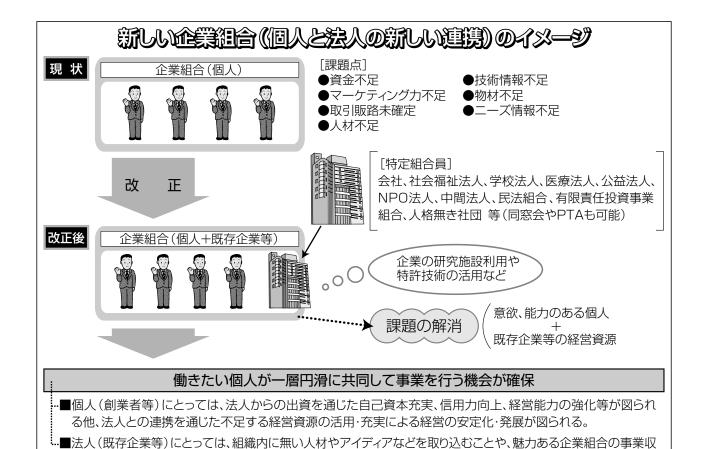
- [1] 最低資本金制度が法律になく、少額の資本で法人組織が設立できます!
- [2] 中小企業支援策によるバックアップを活用して創業!
- [3] 組合事業の成長・発展に応じて株式会社や有限会社に組織変更が可能です!
- [4] 主婦、高齢者、学生ベンチャー、SOHO事業者等、誰でも自らの経験・ノウハウを活かし創業!!
- [5] 介護福祉、託児所開設、地元特産品やソフトウェアの開発、インターネットを活用したビジネス等様々な分野の創業に活用されています。

企業組合制度が変わりました

創業、新事業などの新たな事業活動に「挑戦」する中小企業者等を積極的に支援するため、 具体的に事業組織面で「挑戦」を容易にするために改正された企業組合制度のポイントを紹介 します。

- ・個人のみに限定されている組合員資格の緩和
 - 個人に限定 → 個人+特定組合員(法人、投資事業組合)
- ・従事比率要件(組合事業に従事しなければならない組合員の比率)の緩和 組合員の 2/3 以上 → 組合員の 1/2 以上
- ・組合員比率要件(従業員に占める組合員の比率)の緩和 従業員の 1/2 以上 → 組合員の 1/3 以上
- ・剰余金の出資比例配当の緩和
 - 上限:年10%上 → 上限:年20%
- ・個人による組合運営という本制度の基本的性格を担保するため、 法人等の組合員数(議決権)は 1/4 を超えない。 法人等の出資比率は全体の 1/2 未満とする。 法人等の組合員(その代表者)は組合の発起人・役員になれない。



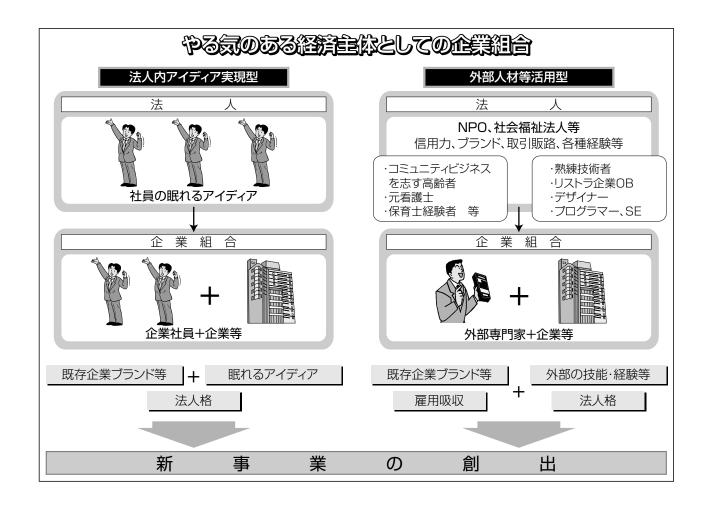


個人と法人の新しい連携による創業イメージ

①元看護師や元小学校教員が、地元企業の一部屋を活用して託児所を開設。当該企業に勤める 職員をはじめ、地元から通勤する者等に対しても開放。

益配当、地域・社会貢献(フィランソロフィー)、社内分社化の多様化・リスク分散手法の1つの方策として活用可能。

- ②新しいゲームソフト開発をねらうプログラマー達に対して、その将来収益を見込んだ投資事業有限責任組合が出資するとともに経営指導を行い、ゲームソフト開発事業を効率的に展開。
- ③システムエンジニア達が情報システムの保守ビジネスを開始、当該保守対象の情報システム 開発企業の製品グレードアップ等にユーザーが安心して円滑に対応してもらえるよう、新情報システムに係る技術情報を共有しながら、スピーディーな保守サービスを展開。
- ④板前等がケータリングサービス業を開始、地域の観光協会や旅館協会と連携をとり、板前がいない零細旅館等へ繁閑に応じた出張サービスを行えるよう各旅館の繁閑等ニーズ情報の共有化によるトータルマネジメントの下で効率的な事業を展開。



法人企業の関係者の方々へ

やる気と能力に満ちた労働力が完備された企業組合は、 貴社の経営資源を目覚めさせます。

企業組合はやる気と能力に溢れた個人の集団です。株式会社などの法人企業は組合員となる事により、配当が得られる他、組合事業との連携を通じて設備や人材の有効活用を図る事ができます。

組合員個々人の経験と意欲は、貴社の経営革新を支援します。

企業組合との連携で新たなビジネスチャンスを開拓してみませんか?

会社等と中小企業者の組合制度の比較

組合の種類組合の内容	様 式 会 社 ([有]は有限会社)	企 業 組 合	事業協同組合(事業協同小組合)	火災共済協同組合	信用協同組合
目 的	利益追求	働く場の確保、経営 の合理化	組合員の経営の近代 化・合理化、経済活動の機会の確保	火災等により組合員 の財産に生ずること のある損害の填補	資金の貸付、預金の 受入れ
性 格	物的結合体 ([有]人的·物的結合体)	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
事業	定款に掲げる事業	商業、工業、鉱業、 運送業、サービス業 等の事業経営	組合員の事業を支援 する共同事業	組合員の火災等によ る損害補てんのため の共済	組合員に対する資金 の貸付、預金・定期積 立の受入れ、その他
設 立 要 件	資本金は1,000万円以上([有]300万円以上)	4人以上の個人等が 参加すること	4人以上の事業者が 参加すること	1,000人以上が加入すること。出資額 200万円以上であ ること	
	在 集117日	個人 众类五式车四	地区中の小担搭車業 者	地区中の小担搭車業 者	地区中の小相塔声業者
 組合員資格 	無制限	個人、企業及び有限 責任組合(特定組合 員)(但し、総組合 員の4分の1を超え てはならない)	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	地区内の小規模事業者 (概ね中小企業者) 又は地区内に居住所 を有する者、勤労者
責 任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
発 起 人 数	1人以上	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上
加入	株主の譲受・増資割 当による	自由	自由	自由	自由
任 意 脱 退	株主の譲渡による	自由	自由	自由	自由
1組合員の出資限度	_	100分の25 (脱退の場合100分の35)	100分の25(合併 ・脱退の場合100 分の35)	100分の25 (合併 ・脱退の場合100 分の35)	100分の10
議決権	出資別(1株1票) ([有]定款で別段 の定め可)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)
員外利用限度	_	_	原則として組合員の 利用分量の100分 の20まで	組合員等(親族等を 含む)の利用分量の 100分の20まで	預金の受入れは、預 金量の100分の20 まで
配 当	出資配当([有]定 款で別段の定め可)	従事分量配当及び2 割までの出資配当	利用分量配当及び 1 割までの出資配当	利用分量配当及び 1 割までの出資配当	利用分量配当及び 1 割までの出資配当
組織変更		協業組合、株式会社又は有限会社へ	出資商工組合、株式 会社又は有限会社へ		
根 拠 法	商法 ([有]有限会社法)	中小企業等協同組合》 (制定:昭和24年)	ŧ		
備考		[従事比率]全組合 員の1/2以上 [組合員比率]全従 業員の1/3以上	(協業組合へ変更後、 株式会社又は有限会 社へ)		

商工組合	協業組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合	社 団 法 人 ([財]は財団法人)	NPO法人
組合員の事業の改善と発達	組合員の事業を統合、 規模を適正化し生産 性向上、共同利益の 増進	商店街地域の環境整 備	組合員の事業の生活 衛生の水準を向上、 資格事業の改善	不特定多数の者の利益の実現	不特定多数の者の利益の実現
人的結合体	人的・物的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体 ([財]物的結合体)	人的結合体
指導調査、調査研究、 共同経済事業(出資 組合のみ)	組合員の事業の統合、 関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、 共同経済事業	生活衛生の適正化事 業、指導、検査事業、 その他	目的を達成するため に定款に記載された 事業([財]寄附行為)	特定非営利活動に係 る定款に記載された 事業
1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行うものの2分の1以上が加入すること	4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営み、地域内で組合員となれる資格を持事事居住してのる者は組合員となれる責任をの地域員となれる員となり、かつ、全組合員の2分の1以上が小売商業又はせるとなり、かつ、全額を関係である。	都道府県毎に一個の 組合資格事業者の3 分の2以上が加入す ること	2人以上の者([財]財産の出捐)	10人以上の者
地区内において資格 事業を営む中小企業 者及び定款に定めた ときは3分の1未満の 中小企業者以外の者	の推定相続人を含む)	地区内で商業又はサ ービス業を営む者、 定款で定めたときは これ以外の者	地区内において資格 事業を営む者	目的に賛同する個人 又は法人 ([財] —)	目的に賛同する個人 又は法人
有限責任	有限責任	有限責任	有限責任		
4人以上	4人以上	7人以上	20人以上	2人以上 ([財]1人以上)	10人以上
自由	総会の承諾が必要	自由	自由	自由 ([財] —)	自由
自由	持分譲渡による	自由	自由	自由([財] 一)	自由
100分の25 (合併・脱退の場合は100分の35)	100分の50(中小 企業者でない者全員 の出資総額は100 分の50未満)	100分の25	100分の25	_	_
平等(1人1票)	平等(但し定款で定 めたときは出資比例 の議決権も可)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票) ([財] —)	平等(1人1票)
共同経済事業のみ適 用、原則として組合員 の利用分量の100分 の20まで	_	組合員の利用分量の 100分の20まで	組合員の利用分量の 100分の20まで	_	_
利用分量配当及び1 割までの出資配当	定款に定めある場合 を除き出資配当	利用分量配当及び 1 割までの出資配当	利用分量配当及び 1 割までの出資配当	_	
事協協同組合へ変更 後、株式会社又は有 限会社へ					
中小企業団体の組織 に関する法律 (制定:昭和33年)	中小企業団体の組織 に関する法律 (制定:昭和33年)	商店街振興組合法 (制定:昭和37年)	生活衛生関係営業の 運営の適正化に関す る法律 (制定:昭和32年)	民法	特定非営利活動促進法

<u>ILEOTEDOMETHEME</u>

組合設立の流れ

発起人の仕事

組合員になろうとする個人が発 起人となり、定款・事業計画・収支 予算等の原案、設立趣意書、出資 □ 引受書及び設立同意書を作成し、 有資格者に送付



定款・事業計画・収支予算その他 🗖 の議案の決定、役員の選出



定款·事業計画·役員氏名·住所 🗖 等を記載した書類を行政庁へ提 出



設立関係書類、会計帳簿等、理事 への事務引継ぎ

発起人会 (4人以上)



創立総会の開催公告



創立総会





行政庁の認可



発起人から理事へ事務引継 ※発起人と理事が異なる場合



出資払込完了

(2週間以内)



設立登記 (組合成立)

理事の仕事

- ●理事は3人以上(個人の組合員 に限定)
- ●監事は1人以上
- ●任期は3年以内で定款で定め る期間
- ●ただし、設立時の役員について は1年以内であって創立総会 で定める期間

※組合員たる資格を有する設立同意者の半数 以上の出席、その2/3以上の議決で決定

■ 第一回理事会 理事長、専務理事等の選任 組合事務所の位置決定

【行政庁の認可要件】

行政庁は、次に該当する場合を除き 認可をしなければならない。

- 1.設立の手続き又は定款若しくは事 業計画の内容が法令に違反するとき 2.事業を行うために必要な経営的基 盤を欠く等その目的を達成するこ
 - とが著しく困難であると認められ るとき

【認可申請先】

基本的には都道府県知事が認可 (酒類販売等の一部の事業を除く。)



※主たる事務所の所在地において登記

新設企業組合向け貸付制度について (商工中金)

商工中金では、「新設企業組合向け貸付制度」という新たな貸付制度を創設しています。 同貸付制度は、商工中金が中央会との緊密な連携の下、新設企業組合(設立後3年以内)の 育成・発展を金融面から支援しようとするもので、制度の概要は以下のとおりとなっています。

【貸付制度の概要】

◆資金使途:設備資金又は運転資金

◆貸付限度:組合出資金の5倍又は1.000万円のいずれか少ない金額

◆貸付利率: (1) 期間1年以内:短期プライムレート以上

(2) 期間3年以内:長期プライムレート以上(固定金利)

(3) 期間5年以内:長期プライムレート+0.4%以上(固定金利)

◆貸付期間:5年以内(据置:6カ月以内)

◆担 保:無担保

◆保 証 人:原則組合役員

商工中金が中央会指導員から、(1)組合の特徴(組合員、理事長他役員、営業状況、財務内容)、(2)組合の事業計画、資金の必要性とその効果及び事業計画・収支予算の見通し、(3)組合に対する指導内容等、についての情報を聞き、審査判断を行うこととなっています。

また借入申込にあたっては、中央会が設立に関与し、指導を継続している企業組合であり、 債務超過でないことが条件となっています。

全国の先進企業組合

わにもっこ企業組合

■所 在 地 青森県南津軽郡大鰐町大字早瀬野字坂本72-2

0172-48-5526 ■電話番号

平成元年7月 ■設 立

■組合員数 11社

1,600,000円 ■出 資 金

世界に一つ・顧客の要望にあった木工芸品

約)

地元に豊富にある木材資源を利用し、工芸品を制作販売している。製品は顧客の要望を聞いてから生 産に取りかかるため、同一の製品はない。

(実施の体制)

営業、企画、経理、製材、資材の各担当毎に責任者を配している。木工芸センター(木造平屋280平 方メートル)は町が建設し、組合が管理を委託されている。組織化の成果として、地元町からの受注の ほか、県内自治体からも注文がくるようになり、生産が追いつかないほどになっている。また組合では、 余暇・リゾート施設として、「ひばの国」の名称で、迎賓館、ひば大学村、休憩所、カルチャー教室 (書道、陶芸、絵画、テニス等) 作りを推進し、組合事業を側面から盛りあげようとしている。各担当 責任者を置いたことにより、組合員の意識が高揚している。

「設立の経緯・組織の内容)

地元大鰐町で進めてきた山村林業構造改善事業の中で、就労安定を目指した木材工芸品の加工施設が 昭和63年にオープンした。当組合の前身である早瀬野木材工芸生産組合がその施設を借り受け、木材 工芸品の生産・販売を実施していた。しかし、販売金額が増すとともに、任意組織では対外的信用が得 にくくなったため、任意組織を発展的に解消して企業組合を設立した。法人化後は任意組織からの実績 があったため、組合運営はスムーズに運んだ。なお、木工センターは、理事長等の熱意が認められて建 設されたもので、農地の提供等を行っている。

事業の仕組)

主な産業である農業を取り巻く環境が厳しいため、地域振興の一助として豊富な木材資源を利用し、 かつ、就労の場の確保として、木材工芸品の制作販売を実施している。製品はいずれも注文生産であり、 個性的製品(公園のベンチ、企業の書類入れ、結婚引出物など)ばかりで評判がよい。









企業組合ドリームスタッフ・アットマーク

岩手県盛岡市盛岡駅西道り2-9-1 マリオスいわて新産業創造センター内 ■所 在 地

■電話番号 019-651-1982

■組合員数 4人

8万円 ■出 資 金

自分らしいワークスタイルをSOHOで実現

(「仕事の幅も広がる」と思い切って組織化)

独立し、印刷物のデザインや作成の仕事をしていた代表理事の川上さん。当初から断りきれないほど の仕事の依頼が相次ぎ、一人でやることには限界が見えていたので、何人かで分担しながら仕事をする ことを思いついた。最初は組織化するつもりはなかったが、岩手県中小企業団体中央会からのアドバイ スにより、「出資も少なくて済み、組織化により仕事の幅も広がる」ということから企業組合化を決意。 また、企業組合は1人1万円からの出資が可能なのでリスクが少ない、という点も決め手になり、仲間4 人とスタートさせた。

「顔を見ながら仕事を!」

ドリームスタッフ・アットマークでは、仕事を受注するとメールでその内容を登録会員に知らせ、希 望者にその仕事を発注する、という流れで仕事を進めている。時にはクライアントからの仕事の依頼も パソコン上で、ということもあるが、最初の打ち合わせや肝心な部分などで、できるだけ顔を見ながら 仕事をするようにしている。パソコンを使った仕事というと、メールや電話だけでやりとりをするとい う印象が強いが、「会って話してみないと、お客さまが本当に求めているのが何なのかわからないこと が多いんですよ」と川上さんは言う。そんな姿勢も評価されたのだろう、1度仕事を発注してくれたク ライアントからは、その後も続けて仕事が入ることが多いそうである。

大きな仕事を手がけられるのも、組織だからこそ)

印刷物のデザインや作成などは 1 人または少人数で作業するが、時にはイベントの企画といった大き な仕事を多くの会員とともにこなすこともある。「そのような、私自身が経験したことのない仕事を、 みんなで話し合って実行に移しやり遂げた時に一番やりがいを感じます」と川上さんは笑顔で話す。特 に思い出に残っているのが、2年前の1月に行ったお見合いパーティーの企画・運営。定員オーバーの 130名前後が集まったうえ、参加者が皆一様に楽しそうな様子でいるのを見て、川上さんたちまで楽し くなったと言う。

(いろいろな人との出会いがうれしい)

川上さんたちスタッフにとって、ドリームスタッフ・アットマークをつくってからいろいろな人と出 会うことができ、いろいろな仕事を経験することができた、ということが何よりの収穫。これからも皆 で協力しながら、マイペースで1つずつ仕事をこなしていくつもりである。。



企業組合ドリームスタッフ・アットマークのホームページ (URL=http://www.dream-staff.com/)

3 在宅福祉会やわらぎ企業組合

■所 在 地 福島県伊達郡伊達町字姥川5番地の5

■電話番号 024-583-5855 ■設 立 平成12年1月

■出資金 228万円

寝たきりの人にも入浴の喜びを

介護保険法に基づく訪問入浴介護の指定を企業組合設立により受け、事業を実施。 関連事業(訪問介護)への進出も展開予定。

(経緯)

平成12年4月介護保険制度のスタートにより事務所在地以外の行政区域で訪問入浴介護を行うには、 県知事からの指定が必要になり、かつ法人組織であることが要件でした。法人組織としては、株式会社 等の会社組織も考えられましたが、最低資本金の制限等個人事業者での資金調達は困難でした。そのた め最低資本金の制限が無く個人でも参画できる企業組合を選択し設立、県知事の指定を受け訪問入浴介 護事業を展開しています。

〔取り組み内容〕

組合員は、6名で、個人事業者1名、個人1名、家庭の主婦4名という構成。その他4名が組合事業に従事していますが、看護師3、介護者7とすべてが資格取得者。事業の仕組みは、市町村から要介護の指定を受けた人が、ケアマネージャーの作成したケアプランに基づき訪問入浴サービス要請を事業者にします。事業者は客の要望により訪問入浴サービスを行います。その際の利用料は、1割を利用者が負担、残りが介護保険から給付となります。訪問入浴車には、看護師1名、介護者2名が乗車し、利用者宅を訪問。利用者のベットサイドで入浴のサービスを行います。現在組合では、3台の訪問入浴車が稼働中。訪問入浴介護事業は、理事長が個人事業で行っておりそのノウハウは蓄積されていました。それに加えて組合としてきめ細かなサービスを徹底しており口コミによる新規顧客も増えています。さらに、事業の幅を広げるため「訪問介護」の指定も受け、介護の総合サービス組合としての基盤を築きつつあります。

「成 果)

企業組合設立により訪問入浴介護の指定を県知事から受けることができました。また、訪問介護の指定も受けることができました。

設立から間もないが、開始時1ヶ月平均80名の利用者だったものが、月平均130名ほどに増加しています。

平成15年は、介護保険の対象に障害者も加わることが予定されていますが、組合ではその対策のため人材の研修を進めており、今後とも事業拡大が見込まれます。





4 企業組合精密機工技術センター

■所 在 地 福島県郡山市字上野山23番地

■電話番号 0249-44-7451 ■設 立 昭和63年3月

■組合員数 12人

■出 資 金 10,000千円

技能者集団、企業組合を組織し高精度部品加工

職業訓練指導員等の資格を有する技能者集団が、その技術力を生かして高精度の治具・部品類の機械 工作を行い、働く場の確保、技術力の地域への還元の意義は大きい。

(組織化の経緯)

当組合は、社団法人東北機械電子工業会に付属する技術研修所に従事していた職業訓練指導員、技能士(機械1級、2級)等の資格を持つ指導員と事務職員が雇用の場を求めて、昭和63年3月に設立された。この技術研修所は、49年郡山市に国の補助を得て、当時としては最新鋭機を設置し、金型・治工具の製作実技研修を目的として設置されたものであるが、諸種の事情により63年3月末日をもって閉鎖されることになったものである。組合施設は工業会より、土地は郡山市より賃貸することとなったが、平成元年4月に組合施設は無償譲渡された。

事業活動の状況

組合事業は、治具・工具の部品類の機械工作であるが、組合員の技能・技術力を生かして小型かつ精密な製作加工を行うため、付加価値の高いものを受注できるのが強みである。

平成元年度の加工収益は1億1,402万円となり、未処分利益1,921万円で、利益準備金、特別積立金はそれぞれ800万円、1割の出資配当もしている。

組合運営体制

新たに採用した従業員はなく、組合員全員が事業に従事しそれぞれの役割をこなしている。事務部門は理事長と女性組合員で、工場部門は専務理事他の組合員で構成されている。協調性・団結力も強く円滑な組合運営がされている。組合員の働く場の確保ということが組合設立の第一義的な目的ではあるが、これらの技能者集団がバラバラにならずに企業組合として集結して、その技能・技術力を地域に還元するということも大きな意義があるといえよう。

今後は、さらに精密な機械加工の技術向上を目指して研鑽し、発注者の要望に応えうる製品づくりを行いたいとしており、技能者集団の益々の活躍を期待したい。

5 企業組合しおざわ異業種研究会

■所 在 地 新潟県南魚沼郡塩沢町大字塩沢268番地3

■電話番号 025-782-1699

■設 立 平成12年4月

■組合員数 6人

■出 資 金 40万円

(ポイント)

町の特産品コンテストで町長賞を受賞。塩沢紬を使用した工芸品の試作を依頼され、受託企業体として企業組合を設立。多様な事業展開で地場産業の振興に貢献。

(背景と目的)

平成11年、塩沢町主催の特産品コンテストに、友人と共同製作し出品した塩沢紬を利用した衝立が 町長賞を受賞。その商品化のため町から試作品作成を依頼され、受託企業体として企業組合を設立した。

(取り組み内容)

町から委託を受けた塩沢紬を利用した工芸品の開発においては、約30点の試作品を完成。インターネットを活用した市場調査や、町による製品の展示やパンフレットの作成配布などの PR 活動が行われており、商品化の段階に進んでいる。

その際、CG によるデザイン設計など新たな手法も取り入れており、また開発段階において培われた 塩沢紬と建具の融合技術は、建築内装分野(和風飲食店や茶室、旅館等)などにも応用でき、技術の広 がりがみられた。

消費者による商品評価はこれからであるが、和風内装やバリアフリー家具・建具の提案にこれらの技術を生かすことができれば、新たな需要を生み出すきっかけになるものと思われる。

その他の組合事業としては、地元農産品(コシヒカリ等)の直販、ならびに染色・製織の外注管理受託等を行っており、地域の農産品の良さを消費者に直接伝える掛け橋として、また需要低迷により縮小する絹織物工業の活性化に貢献している。



6 くらし、くりえいと企業組合

■所 在 地 新潟県新潟市青山5-8-3

■電話番号 025-234-0338

■設 立 平成12年4月

■組合員数 5人

■出 資 金 330万円

消費者の視点に立った暮らしのコンサルティング

住まいや暮らしに関わる専門コンサルタントが集まり、ITを活用したワンストップサービスを通して、 消費者視点でのコンサルティングにより顧客満足を実現した。

住まい作りや資産形成等は、人生設計において大変重要な位置を占めているにも拘わらず、住宅メーカーや金融機関からの提案に頼らざるを得ない状況である。これは、身近に相談できるアドバイザーが存在していないことが要因の1つと考えられる。そこで、一般消費者が抱える「暮らし」や「住まい」に関する相談について当組合が専門コンサルタントを紹介し、当組合の協賛企業からのコンペを実施し、適切な業者の選別を行う。この結果、消費者が満足する価格やサービスを提供できる。

(具体的な流れ)

1. 専門コンサルタントがお客様の意見や希望を聞き、ライフスタイルにあったプランをお客様と一緒に考える、2. 提携業者で設計図、仕様書、見積書を比較検討する(当組合がアドバイス)、3. 業者決定、といった手順となる。

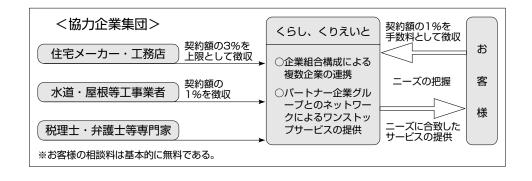
成果

1. 住まいや暮らしに関してのワンストップサービスの実現、2. メーカー、施工業者と消費者がお互い満足できる事業の仕組みを構築できたこと、などがあげられる。また、

(成功要因)

1. これまで住宅に関して消費者の満足度が低かったこと、2. 外部専門家と連携ができたこと、3. 電子メールやホームページの活用といったIT化に積極的であること、4. 「新潟県くらし改善協議会」からの消費者情報を入手できることなどがあげられる。

今後は、IT技術の活用による、1. 電子メールの有効活用、2. ホームページの充実、3. 顧客情報のデータベース化、4. 顧客とのネットワークを図っていく必要がある。



7 企業組合とちぎ労働福祉事業団

■所 在 地 栃木県宇都宮市北若松原1丁目15番20号

■電話番号 0286-45-5561

■設 立 平成2年4月

■組合員数 20人

■出 資 金 3,600千円

福祉の受け手(受信者)から、福祉の送り手(発信者)へ転換

高齢者、障害者を含めた広範囲の人達の労働の場を確保し、社会的、経済的地位の向上を図るため、総合清掃事業や介護サービスを柱により付加価値の高い仕事を目指す。

(組織化の経緯)

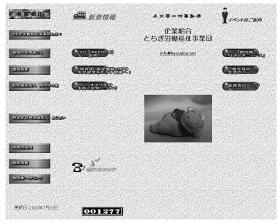
県内に居住する高齢者、障害者を含めて主婦、各種パート・アルバイト従事者と広範囲の人達の労働の場を確保し、働く者が協力して組合員の社会的、経済的地位の向上を図るため、従来の高齢者、障害者としての福祉の受け手(受信者)から労働力の確保、提供等を通して、福祉等の提供者(発信者)への転換を実現することをめざして平成2年4月に組合が設立された。

事業活動の状況

組合員の前歴は福祉施設職員、主婦等で、各人は組合設立以前から福祉、生協活動を通してつながりを持っている。事業活動は民間建物の総合清掃事業を柱に、公園、道路等の清掃業務を請負い、同時に地域住民の福祉向上に寄与する介護サービス等の受注体制を整備し、営業活動を積極的に展開することによって、組合員の就業機会の確保を目指している。平成2年度の事業計画書によると、受注目標額は建物、道路、公園等清掃事業(1,926万円)、生協の作業請負(1,828万円)、障害者、高齢者に対するヘルパー事業(180万円)である。今後はビルメンテナンスの技能士等の資格取得、一般廃棄物処理業の登録、不燃物の再資源化等へのリサイクル活動等を行い、地域社会に貢献したいと考えている。

(組合運営体制)

組合員の最高年齢者は75才、年金受給者は5人、平均年齢は42~43才とバラエティに富んだ人員構成になっている。事業の運営体制は組合が事業主に対して仕事の見積り、提案等を行い、組合員それぞれの持つ経験、技術、個性等を生かしながら、全員が仕事現場第一主義の体制のもと機動的な活動を実施してきている。徐々にビルメンテナンス等の長期契約も多くなっており、受注量の確保につれて、組合員の意欲も旺盛で団結力は急速に高まってきている。



企業組合とちぎ労働福祉事業団のホームページ (URL=http://www.kyoudou.net/)

8 企業組合ワーカーズコレクティブかい

■所 在 地 千葉県千葉市検見川3-113

■電話番号 0472-76-2472

■設 立 平成2年7月

■組合員数 242人

■出資金 10,050千円

社会に貢献する事業化を目指すワーカーズの集団

価値観・ライフスタイルの近い人達のグループが地域で働く場を創造することにより、社会参加をす すめ、組合員の生きがいに結びつけている。

(組織化の経緯)

ワーカーズとしての考え方を生活に密着させ、実行したいと考えている生活クラブ生協のメンバーが 集まり、まず任意団体を結成してスタートした。

組合員にとっての働く喜びを賃金の取得だけではなく、生活の一部として社会に参加し、社会に貢献することを目的とした事業化を目指している。

この組織を更に広く呼びかけるため企業組合による組織化をすすめた。組織化にあたっては、神奈川県や東京都の先進組合から情報を入手した。

事業活動の状況

事業の内容は、生活クラブ生協の業務請負に始まり、添加物や化学調味料を使用しない仕出し等の飲食サービス、洋菓子製造、カルチャーセンターの経営、せっけん包装、リフォームと多岐にわたり、今後も新しい分野を考えている。

事業活動は主に、主婦の活動しやすいエリアごとに6グループ・15事業所で1億1,518万円の実績をあげている。組織化は新たな事業展開や、潜在しているグループの発掘に効果をもたらすと考えられる。現在、組合の内容や事業についての問い合わせが増えていることからみて、新しいタイプの働く場づくりとして注目されてきていることが窺える。

(組合運営体制)

各事業所を一つのチームとし、組合員は雇われるのではなく、自ら仕事を見つけ出して働くという考え方に立っている。地域別に近いチームをまとめて統割するのがグループであるが、グループは新たな事業チームの発掘を進め、より充実したグループづくりを目ざしている。グループがチームに干渉することはなく、チームの成果が低ければそのメンバーの成果配分は低くなるだけで、理論的にきわめて明解である。

グループを統括する組合は組合の精神を普及させることに専念することとしている。

9 企業組合ワーコレ・キャリー

■所 在 地 神奈川県横浜市旭区4季美台19-2

■電話番号 045-363-5053

■設 立 平成10年3月

■組合員数 47人

■出 資 金 2,414万円

運輸業からスタート、フルーツ販売にも着手

生活クラブ生協の農産物の配送からスタートし、業績を順調に伸ばしてきた。荷主に頼らない独自の フルーツ販売事業にも着手し、次はインターネット通販に挑戦する。

主な事業は、生活クラブ生協の商品を各班向けに配送する輸送事業であり、安定的な業務量がある。 農産物の配送からスタートし、最近では牛乳の取扱いも始めるなど、扱う荷物の幅も膨らんでいる。

2000年からは新規事業として、果物の宅配便販売「四季のフレッシュ・フルーツ便」を開始した。この事業の意義は、組合からみると「荷主依存体質からの脱却」であり、自らが荷主になることで、これまで以上に安定した配送が可能になる。事業目標としては、1回5,000円のフルーツの宅配を年6回受注し(一顧客あたり年間3万円)、この顧客を400名確保することとした。実際には300名の顧客に留まったが、それでも900万円の売上高になり、初年度にしては成功と言えよう。

このように成功している要因としては、

- 1. ワーカーズ・コレクティブという組織が参画型の組織であること。
- 2. 理事長のリーダーシップが発揮されていること
- 3. 生活クラブ生協という安定した荷主から荷物を請負っていること
- 4. 組合員が全員女性であり、配達する際にも主婦(顧客)の視点が常に念頭にあるためきめの細かいサービスが提供できること
- 5. 内部の団結力が強く、自主管理、自主運営が徹底していること などがあげられる。

今後の方向は、物販強化である。理由は運送業は荷主の業況次第で荷の量が変化し業績が不安定になりがちであり、これを脱して安定収益構造にするためである。2000年から開始した「四季のフレッシュ・フルーツ便」は、2001年からはインターネット上で注文を受け付けることも検討している。





10 身延竹炭企業組合

■所 在 地 山梨県南巨摩郡身延町和田峠

■電話番号 05566-2-3611

■設 立 平成11年7月

■組合員数 50人 ■出 資 金 114万円

環境保護と生きがい創出のために竹炭を生産

南巨摩地方はタケノコや竹細工の産地であるが、近年のタケノコなどの需要減少や竹細工職人の減少を背景に、同地に住む住民が竹林の保護や竹の有効活用と老後の生きがい対策を目的に、共同で窯を設置して竹炭の生産・販売を開始した。竹炭の消臭剤としての有効性が地元身延山参りの観光客の口コミにより広がり、県内外から注文が殺到したことから、生産規模の拡大のための設備投資に対応するため企業組合を設立し、林野庁の山村活性化特用林産振興事業の適用を受けて、国・県の補助を得て2つの窯を増設した。組合員は南巨摩郡の身延町と南部町に住む定年退職後の住民、農家、建築職人などで構成されている。

これにより竹炭生産のための窯は合わせて4つとなり、当初の約3倍(年間約15トン)の生産が可能となった。さらに、竹を焼くときにでる竹酸液も殺菌効果やアトピーなどの症状の治療に効果的であることから、入浴剤などとしての需要に対応するため竹酢液の蒸留設備なども導入した。また、竹炭を竹かごなどに入れて販売しており、竹細工製品の需要回復が期待されている。

竹炭は消臭剤としてだけでなく除湿効果もあることから、地元の寺院から除湿用としての大量注文があるほか、ダイオキシン分解の働きなども研究が進められていることから環境面でも大いに期待されている。

さらに、現在、鉄工会社と連携して研究・試作した、竹の粉末を使った「竹クッキー」の販売が好評だったことから、今後は「竹クッキー」の本格的な製造を含め、食材への活用を検討していくこととしている。





11 企業組合長野中高年雇用福祉事業団

■所 在 地 長野県長野市吉田5-12-11

■電話番号 026-263-2338

■設 立 昭和61年12月

■組合員数 240人

■出 資 金 4,737万円

地域に密着し目線のあった福祉介護サービス

(ポイント)

同じ地域に住む人達による、高齢者、障害者と目線のあった福祉介護サービスを提供。組合員が生き生きと働く姿が高齢者、障害者の励みになっている。

(概 要)

当組合は、1999年で20周年を迎え、組合員 240名の大半は、中高年・高齢者である。元気なうちは、過去の知識・経験・働く意欲で、就労の場を自らの手で作り出し、働きがいを見出す協同労働を原則にスタートした。

学校の清掃業務の請負をスタートにビルメンテナンス、病院内売店経営、生協の流通業務、弁当の製造販売、給食サービス、福祉サービスと次々にノウハウを蓄積することができた。

これには、生協、協同組合との業務提携、福祉推進団体との連携が、事業の多角化、新分野の進出を助けてきたことがあげられる。現在、福祉のサービスの拠点は、長野市の本部を中心に須坂、中野、松本、塩尻、岡谷、伊那、飯田と長野県全域を網羅しつつあり、スケールメリットを活かしたきめ細かいサービスの提供ができる体制となっている。

主な業務は、福祉サービスとしての、ヘルパーの派遣、家事援助、福祉サービスをさらに充実させるための2級ホームヘルパー及びケアマネージャーの養成、「体に安心・安全・地元・旬」をモットーにした給食サービス、「病院のオアシス」としての院内売店、ビルメンテナンス業務など「一人ひとり心をこめた目線でサービス」をモットーに事業を行っている。



12 天竜産業総合センター企業組合

■所 在 地 長野県下伊那郡高森町下市田1243-1

■電話番号 0265-35-2068■設 立 昭和43年10月

■組合員数 9人

■出資金 10,000千円

特産品の新市場開拓により地域振興

地域の特産である柿、竹材などを生産者から現金で仕入れ、干柿、造園向け資材に加工し、全国に販路を拡大して販売、地域農協と一味違った運営を行い地域振興に貢献している。

(組織化の経緯)

地域の振興は、農業の土地生産性の向上にあるとして「伸ばそう伊那谷、郷土の産業」を合い言葉に、 製販直結を目指し、地域の特産である柿、竹材の加工販売を事業の柱に地場の生産販売業者6名により 設立された。設立の基本理念がしっかりしていたため、今日まで事業運営に大きなトラブルもなく今日 に至っている。

事業活動の状況

最近3年間の売上成長率は10%前後を維持し、経営は順調に推移している。特に事業面では、当初から過大な計画を立てず、取り組み易い分野から始めた。具体的には当地域の特産市田柿を利用した干柿加工、組合員の技能を生かして竹材を加工した造園資材の製作等から取り組んだ。

また、理事長は元森林組合の元幹部であったことも、生産、販売面で役立った。これらが良い方向に 相乗効果が発揮され今日に至ったものと思われる。また現在、組合は、造園資材の製作提供に止まらず、 造園そのものを手掛けるべく準備にも入っている。一方、生産者からの現金仕入れも、地域特性を理解 したうえでの方法であったため、年々取扱い量も増えている。

組合運営体制

「地域産業の振興及び同志の共存共栄」を考えたうえで選択した企業組合組織であったため、運営体制面でも迷いはなかった。役員、授業員の高齢化の悩みはあるものの、年間12日の自由休日(月1回好きな日に休む)を与えるなど、労務管理面で工夫をしているせいか、労働モラルは高く、造園業への魅力を求め30才代の若い人も僅かであるが就職している。



天電産業企業組合 長野県下伊那都高森町下市田1243-1 tensan@clio.ne.p 電話:0265-35-2068(代) FAX:0265-35-2067

天竜産業総合センター企業組合のホームページ (URL=http://www.clio.ne.jp/home/tensan/)

13 イオックスヴァルト企業組合

■所 在 地 富山県西砺波郡福光町才川七字荒山5番地

■電話番号 0763-55-1969

■設 立 平成7年4月

■組合員数 4人

■出 資 金 200万円

■実地事業 福光町の所有する宿泊施設の維持・管理

町の観光産業の一翼を柔軟さで担う

(ポイント)

行政で運営管理すると赤字になる可能性があるコテージ(宿泊施設)を企業組合で柔軟に運営し、魅力を高めている。

(概要)

○背景と目的

イオックスアローザスキー場の高度利用を図るため、町がコテージ(宿泊施設)を建設したが、運営主体に課題があったことから、スキー場隣接地で食堂を経営していた任意の管理組合の有志が集まり、企業組合を設立した。

企業組合によるコテージの運営は、町または第3セクターにはない柔軟な運営により、スキー場施設全体の魅力を高めている。

○取り組み内容

組合は土地・建物を所有せず、運営のみを行う。初期投資はほとんどなく、非常に身軽な体質で、コストの削減と売上の増大に知恵を巡らしている。

特に、外注費を減らし、自ら環境工事などを実施。閉鎖した遊園地の設備を無償で取得するなどコスト削減の努力を行っている。

○成果

スキーシーズンのみならず、バーベキューや環境整備によって夏場の利用客を獲得するなど、観光 事業としての成果を収め、補助金を受けず、町にコテージの賃料を支払うなど、町の財政にも寄与し ている。



14 社会復帰事業団岐阜企業組合

■所 在 地 岐阜県郡上郡八幡町稲成449-1

■設 立 平成11年6月

■組合員数 22人

■出 資 金 240万円

振動障害被災者が団結、就労機会の拡充を図る

(ポイント)

振動障害被災者が団結・協力し企業組合を設立。竹炭窯及びその製品(竹炭、竹酢液)を組合のシンボルとして事業開始。また、公的就労業務を通じて就労機会の拡充に努める。

(概要

○背景と目的

振動障害被災者(職業病)は長期療養を要するため、症状の軽快に伴う社会復帰には困難が伴い、労働組合運動の一環として当地域でも業務上災害適用救済活動を行っていた。こうした中、他地域での類似組合を参考にするとともに行政等の支援や理解を得ながら、同様の環境にある者(振動障害被災者等)が相互に団結・協力して、社会復帰を目指して、地元での長期にわたる安定的な職場確保を支援する組織として、平成11年6月に設立された。

○取り組み内容

その年の9月に、補助金(振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金)を活用して、組合のシンボルであり設立目的である就労機会提供を図る施設として竹炭窯を設置した。同製品の生産を行っているのは全国に約50社ほどあり、その中での競争は厳しい状況にあるが、今後、付加価値を高めた商品開発が期待される。

成果としては、当地域の竹の資源を利用した竹炭及びその副産物である竹酢液の製造に携わることにより、就労機会の拡充が図られるとともに社会復帰の一助とすることができたことである。また、行政等への働きかけを行い、夜回り(不法駐車の見回り)や公的機関の清掃業務等、振動障害被災者でも遂行可能な軽作業を行うなど、徐々にではあるが社会復帰に向けた就労機会の拡充に努めている。

○今後の展開

さらに、約5年先をメドに山菜採取及びオートキャンプ場施設の管理業務を行えるよう準備を行っており、今後の活動が期待される。



15 わっぱ企業組合

■所 在 地 愛知県名古屋市瑞穂区駒場町2丁目3の1

■電話番号 052-851-5540

■設 立 平成2年1月

■組合員数 13人

■出 資 金 2,600千円

障害者の健常者との共働による自立を企業組合で達成

障害者と健常者の共働共生を目指す任意団体から、共働という営利部分を独立させて、障害者の真の 自立を実現した。しっかりした母体となる団体が成功の鍵である。

(組織化の経緯)

障害者と健常者の共働共生を目指す任意団体「わっぱの会」から、共働という営利部分を分離し当組合は設立された。任意団体による営利活動のデメリットを回避し、仲間として活動を続けるために企業組合という組織形態が選ばれた。従来より組合員は、ここでの共同作業による収入で生計をたてている。

「事業活動の状況)

印刷事業とパン・菓子製造販売事業を行っている。印刷事業は下請生産と受注生産の両方を行っている。売上の比率は半々くらいであり、共に主要な取引先が3社ほどある。パン・菓子製造販売事業は、受注生産と直販とに分かれ、売上比率は前者が3分の2ほどである。直販は店舗販売と移動販売を行っている。店舗では、障害者も働いている。

また、安全性の高い国産小麦粉を使い、添加物の「安全で本物」のパンを作り、製品の差別化も進めている。事業は「わっぱの会」からの継続であるので、特別な問題も生じていない。設立されて間もないので組合形態変更による効果はまだ出ていない。

(組合運営体制)

仲間として、皆で互いに協力して活動している。給与も平等で組合員と非組合員、障害者と健常者の間に差はない。最低賃金よりは高いものの、給与は月11~12万円程度と低い水準である。安定した取引先の確保が事業基盤の確立にとって重要である。それは企業組合への移行の目的でもあり、今後の発展が期待される。

最後に、障害者と健常者の共働を理想とする組織化は、参加意識も高く、求心力も高いが、いわば福祉を事業の中で実現するためには、経営面での体制作りもかかせない。理想と営利のバランスはあろうが、障害者の自立のためには、安定取引先の開拓確保を実現できる運営体制面の改善も今後の課題である。





16 企業組合もえぎ設計

■所 在 地 京都府京都市北区大将軍川端町112 水谷ビル4階

■電話番号 075-463-1120

■設 立 平成5年4月

■組合員数 10人

■出 資 金 680万円

これからの生活環境、まちづくりを提案する専門家集団

組合のコーディネートで設計者、材料供給者、工事施工者がネットワークを組み、住み手が協同組合 方式で住まいづくりを目指すコーポラティブハウスを立ち上げた。

近年、生活環境を守り、安心して住み続けられる住まい、まちづくりへの関心が高まっているが、そんなまちづくり、住まいづくりには多くの課題があり、生活環境とまちづくりをテーマに事業活動を行うには多方面の専門的な知識が求められている。

当組合は、これからの地域づくり、住まいづくりに関心をもっていた建築設計の専門家と研究者が協力関係をつくり、専門家集団としてまちづくり運動へ積極的に参加することを目的としている。住む人が協同組合方式で共同の住まいづくりを目指す、コーポラティブハウスや京都の地元産材と自然素材でつくる木の家への取り組みをコーディネートし、住み手からの相談への対応から設計、材料供給者、工事施工業者との協力関係をネットワークし、新しい事業分野を開拓してきた。

建築設計の専門家集団が他の分野とのネットワークで地域や生活空間の改善へ積極的に企画、提案し 専門家職能に対する理解を広め、自らの事業機会の拡大、確保を図ってきた。





17 エクセルヒート企業組合

■所 在 地 大阪府豊中市走井2丁目2番23号

■電話番号 06-6841-4968 ■設 立 昭和59年4月

■組合員数 5人

■出 資 金 7,000千円

技術の結集と経験を生かしたシルバーベンチャービジネス

省エネルギー化を推進するため、セラミックス及び熱技術の熟練者の定年退職者5人により、組織化。 主として開発製品技術の移転を事業とし、既に特許申請9件に及んでいる。

(組織化の経緯)

組合員はセラミックス及び熱技術の熟練者の定年退職者で、研究開発に意欲を有する者同志が過去の 交流の絆を基に組織化したものである。会社のタテ組織ではなくお互いの自主性が尊重され対等の関係 にあり、資本と労働が一体化した企業組合を選択した。

「事業活動の状況)

省エネ化を推進するためセラミックスと発熱帯の一体化を開発の狙いとし、熱交換技術者、金属セラミックス技術者、電気炉技術者の5人のスタッフが、専門分野を受持ち試作実験改良を重ね、省エネ製品製造及び技術開発の事業に従事している。平均年令62.2才というシルバーベンチャー組合であるため、事業の推進に当たっては多数決で決めることなく、全員一致でなければ実行に移さない。高齢者は頑固であるため徹底的に話合って結論を得ることにしている。

事業活動は全員の良識による和を重視し高度の技術力の発揮が大きな力となっている。組織化によって社会的信用力が向上し取引先・金融機関の交渉に有利になった。また行政庁より指導を仰ぎかつ補助金の交付を受けるに至った。

(組合運営体制)

土地建物とも賃貸物件であるが、組織化後商工中金より設備資金の融資を受け、機械及び設備を充実した。5人のスタッフ以外に従業員2人が雇用運営に当たっているが、省力化を図るために簡単な手作業(コイル巻)は近隣のシルバーセンターに発注作業効率を高めている。昭和62年まで、見るべき成果はなかったが、63年に商品名、SSSヒーターを開発して売上が向上し業績も好転した。しかし、組合員の処遇は月20万円のまま据置かれている。これは研究開発の魅力は金銭に代え難い喜びによるものであり、一方従業員は世間ベースに従っている。今後は異業種交流を進め新分野への進出がポイントである。

18 福岡日本語センター企業組合

■所 在 地 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目8番9号

■電話番号 092-481-7140

■組合員数 11人 ■出資金 8,500千円

飛躍から一層の充実へ

東京、京都に次いで外国人就学生の多い福岡市の日本語教育施設の不足、質の低さを克服するため、 アナウンサーなど勤労者、市民が協力して企業組合を結成したものである。

(組織化の経緯)

当組合は、福岡市在住の元アナウンサー、国語教師、労組専従者ら有志が、近年増加している外国人就学希望者に対する質の高い、効果的な日本語研修機関の設立をめざして企業組合を結成したものである。

「事業活動の状況)

その背景には福岡市は東京、京都に次いで外国人の多い都市であり、また、福岡市は国際交流拠点都市をめざしているにもかかわらず、外国人向け日本語教育施設は、量、質の両面で極めて不十分であった。県の国際交流課のアドバイスもあり、日本語教育の専門家およびその支援者たちが自主・自由の原則に立つ、自由で質の高い教育施設の設置を目的として組織づくりを行い、YMCA、生協等の支援やNHK語学センター、九州大学留学センターなどの人的支援をえて公共機関や学校法人とは異質の日本語センターを設置した。年間130人の外国人就学生のための日本語教育を円滑に実施するに至ったものである。しかし、本事業は採算がとりにくい教育事業のため、発足以来赤字を累積してきたが、前・現理事長が退職金を投入する等多大な出費をはらったうえ、今日でも主要役員はほとんど無給で、ともかく本事業の継続発展に努力しているのが現状である。

(組合運営体制)

当組合は、組合員の事業への情熱にささえられ、また、支援グループの支援によってなんとか現状の体制を維持し、更にこれらの市民的支援を強化して教育事業の一層の充実に向けて運動が展開されている。新しい市民運動の事業化を達成する企業組合の一つのモデルともいえる組合である。





19 口之津観光船企業組合

■所 在 地 長崎県南高来郡口之津町丙2092-10

■電話番号 0957-86-4433

■設立平成9年12月

■出資金 300万円■組合員数 5人

イルカウォッチングという遊覧船観光事業を行い、 地域貢献を図っている

(設立経緯)

口之津町の近郊湾岸は、海洋資源に恵まれていることもあり、これらを餌とするイルカが住みつき、 年間を通じて観察ができるなど、国内でも珍しい環境にある。

また、イルカウォッチングを目的とした遊覧船も増加していたため、これをビジネスチャンスととらえたホテル業、土木・ボーリンク業、船員、バス運転手等の多彩なメンバーで組合を設立した。

事業活動状況

イルカウォッチングという自然動物にふれあう体験レジャーの観光産業を事業化した。特に修学旅行の視察研修として大手代理店がツアーを組むなどを組合事業として取り組んだことで信用ができ、事業は順調に発展している。

また、九州で初めて遊覧船事業の正式許認可を受けたことも、旅行代理店との正式契約締結につながっている。

(組合運営)

組合運営に関しては、少人数でのチームワークの良さ、意思の疎通と全員参加の経営が徹底されており、これが運営上の成功の要因であり、事業対象の着眼点のよさや、責任ある事業推進体制となっていることが、事業の成功につながっている。

今後は、増加する利用客の申し入れに対して、組合としての設備投資や、地元の町や商工会との協調体制など、町あげての観光産業振興につなげていきたいとしている。



口之津観光船企業組合のホームページ (URL=http://www.dolwatch.jp/)

20 新田椎茸加工企業組合

■所 在 地 大分県大野郡三重町大字久田2308

■電話番号 0974-22-4858

■設立平成元年10月

■組合員数 7社

■出資金 1,400,000円

特産品加工の新技術開発で需要を拡大

要約

平成元年度の林業集落振興整備事業の事業実施主体の指定を機に任意組合を法人化自然の匂いを残した独特のレトルト食品を完成し、販路開拓により県外へも販売している。

(実施の体制)

組合運営の基本に関する事項は理事会で決定されるが、日常の業務運営においては事務局と営業は理事長に、生産は工場長に任されている。常用従業員は4名で、繁忙時には地元住民3~4名を臨時雇用し対処しているが、受注予定量の事前把握によって適切な生産計画を策定し、従業員の効率的な稼働、増員の防止に努めている。

なお生産現場は清潔に保たれており、今後の需要増に対処するための設備増設スペースも十分確保されている。

(設立の経緯・組織の内容)

大分県は一村一品運動の発祥の地で、県民の参加意識も強く地域の特産品を加工して付加価値の高い商品に仕上げる特産品産業の振興が叫ばれている。ところが、生産量では全国一を誇る椎茸は、佃煮を除いて加工品がない状況であった。

一方、生産者も中国からの低価格産品の進出等で非常に厳しい経営を強いられている現況から、椎茸 生産者7名が共同して新製品を開発することによって新たな需要を創出し、組合員の経済的地位の向上 と、生産者の活性化を目的に組織化した。

県及び町による指導で国庫補助の対象施設となったことが、組合運営に大きく寄与している。

事業の仕組

食生活において人工化は進む一方で、自然の匂いを豊かに残した「高級、自然、手作り、健康」食品が歓迎されている。かかる動向を踏まえ組合が開発した独特の製法で液汁豊かで、風味、食味を保った完全殺菌のレトルト食品を完成させた。それを県内市場のほか広島、名古屋の大量消費地向けに生産量の80%を移出販売している。さらに、県内を対象として椎茸と他産品を混合加工した新製品が好評を博すというよに、順調に商品開発、販路拡張が進行しているのは、優れたリーダーの存在があるからこそである。

改正消費税法のポイント

~消費税が変わります~

消費税法の一部が改正され、納税義務が3,000万円から1,000万円(基準期間売

- 上) に引き下げられ、平成16年4月1日から(個人事業者は平成17年1月1日か
- ら) 適用となります。

●総額表示を義務付け

平成15年度税制改正による消費税の改正点は、①免税点制度の適用上限の引き下げ(基準期間の課税売上高3,000万円以下→同1,000万円以下)、②簡易課税制度 (注1) の適用上限の引き下げ (基準期間の課税売上高2億円以下→同5,000万円以下)、③申告納付回数は直前の課税期間の年税額が6,000万円(地方消費税込み。確定消費税額では4,800万円)を超える事業者は年4回申告納付から毎月(年12回)申告納付へ、④価格表示の総額表示を義務付けの4点。

	改正内容							
1	納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が1,000万円 (改正前3,000万円)に引き下げ 3,000万円以下 → 1,000万円以下							
2	簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円(改 ② 正前2億円)に引き下げ 2億円以下 → 5,000万円以下							
3	直前の課税期間の 確定消費税額	48万円以下	48万円超	400万円超	4,800万円超			
	申告納付回数 年1回 年2回 年4回 年12回 (中間申告の回数) (中間申告不要) (年1回) (年3回) (年11回)							
4	総額表示例(本体価格1,000円、税込1,050円の商品の場合) ○1,050円 ○1,050円(税込み) ○1,050円(本体価格1,000円) ○1,050円(うち消費税等50円) ○1,050円(本体価格1,000円、消費税等50円)							

- (注1) 簡易課税:売上高に業種に応じたみなし仕入率を乗じて簡易に消費税額を算出するもの
- (注2) 本則課税:売上高に対する消費税額から、仕入れに対する消費税額を差し引いて消費税額を算出する

このうち、①~③の改正は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。 したがって、個人事業者は平成17年分から、法人は平成17年3月決算分から適用されます が、消費税を納める事業者かどうかの判定(基準期間)は、個人事業者はその年の前々年 (平成15年分)、法人はその事業年度の前々事業年度(平成15年3月決算分)となります。 (別表参照)

④の総額表示方式の義務づけについては、課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品などの販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめその取引価格を表示する場合は、消費税額(含む地方消費税額)を含めた価格を表示することが義務付けられました。この改正は、平成16年4月1日から適用されます。

◎個人事業者 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 1月 12月1月 12月1月 12月1月 12月 基準期間 届出書提出期間 適用期間 確定申告期限 3月31日 ○法人(3月決算の場合) 平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 3月4月 3月4月 3月4月 3月 5月 基準期間 届出書提出期間 適用期間 確定申告期限 5月31日

(別表) 基準期間と適用期間

今回の免税点制度の適用上限の引き下げにより、基準期間の課税売上高が、1,000万円を超えると2年後からは課税事業者となり、消費税の申告義務が生じます。課税売上高が1,000万円を超えることになった場合、届出が必要。基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合も、同じく届出が必要となります。(なお、平成16年免税制度適用事業者などは平成17年免税事業者(届出不要)となる経過措置がある)

簡易課税制度について注意すべき点は次のとおり。①課税売上高1,000万円以上5,000万円以下の事業者は、簡易課税制度の選択ができますが、その適用を受けるためには、届出が必要となること。 ②課税売上高が5,000万円を超えている事業者は、本則課税(注2)が義務付けられ簡易課税制度の適用を受けることができなくなることです。

FFFDBDBBBB

第18回組合交流ゴルフ大会が開催されました

9月5日(金)、羽咋郡押水町の能登カントリークラブにおいて、恒例の組合交流 ゴルフ大会が開催され、48名の参加者は、絶好のゴルフ日和の中、日頃の練習の成 果を存分に発揮?し、親睦に勝負にと思い切りプレーを満喫しました。

大会の主な成績は次のとおりです。

<大会結果>

 優
 勝
 岡本
 宏(金沢建設業協同組合)

 第
 2
 位
 住
 正
 和(住商事株式会社)

 第
 3
 位
 山田芳隆(株式会社塚本功芸)

ベストグロス賞 伊藤幸雄(石川県医療廃棄物事業協同組合)

ドラコン賞

(日本海コース6番) 山 田 芳 隆 (株式会社塚本功芸)

中 田 義 一 (石川県麺類食堂生活衛生同業組合)

(はまなすコース5番) 塚 本 裕 二 (株式会社塚本功芸)

諸 江 憲 造 (石川県中小企業青年中央会)

ニアピン賞

(日本海コース4番) 塚 本 裕 二 (株式会社塚本功芸)

今 西 敦(全信住宅株式会社)

(はまなすコース8番) 北 村 義 宣 (横安江町商店街振興組合)

切 石 権之介 (協同組合石川中央鉄工センター)



優勝の岡本氏 (中央)、第2位の住氏 (右)、第3位の山田氏 (左)



懇親パーティーの様子

石川県中小企業団体事務局協議会 創立20周年記念事業開催のご案内

昭和58年8月の発足以来、組合事務局相互の連携を深め、組合並びに組合事務局が抱えている諸問題の解決と運営の改善に資するため各種の事業を行ってきました協議会がこのほど創立20周年を迎えることとなりました。

つきましては、下記の通り創立20周年記念事業を開催いたしますので、奮ってご参加頂きますようご案内申し上げます。

記

- 1. 開催日時 平成15年10月9日(木) 午後3時
- 2. 開催場所 金沢全日空ホテル
- 3. 内 容 (1) 記念講演

テーマ 「最近の金融経済動向について」 講 師 日本銀行金沢支店 支店長 鈴木 茂 氏

- (2) 記念式典
- (3) 記念パーティ
- 4. 会 費 10,000円 (当日、ご持参下さい。)

女性研修会並びに交流懇談会開催のご案内

このたび、標記の研修会並びに交流懇談会を開催することとなりましたので、多数のご 参加をお待ちしています。

なお、参加ご希望の方は別紙参加申込書にて、10月17日(金)までにファックス又は郵送でご通知下さいますようお願いいたします。(会員各位には、8月末に郵送にてご案内してあります。)

記

【研修会】

1. 開催日時 平成 15年 10月 24日 (金) 15: 00 \sim 17 : 00

2. 開催場所 ホテル日航金沢 4階 「鶴の間」

金沢市本町 2 - 15 - 1 Tel 076 (234) 1111

3. テーマ 「情報の取り方活かし方セミナー」

4. 講師株式会社NIE.E総合研究所

代表取締役 細矢 明信 氏

5. 対 象 会員組合及び会員企業の女性

【交流懇談会】

1. 開催日時 平成15年10月24日(金)研修会終了後(17:10~)

2. 開催場所 ホテル日航金沢 4階 「鶴の間」

3. 参加費 お一人様 3,000円(当日ご持参下さい。)

青年中央会会員交流ゴルフ大会開催のご案内

このたび、石川県中小企業青年中央会では会員相互の親睦を図るために毎年恒例のゴルフ大会を下記により開催することといたしました。多数のご参加をお待ちしています。

1. と き 平成15年10月17日(金)

9時30分スタート (中コース→西コース)

2. と こ ろ 金沢カントリー倶楽部(河北郡宇ノ気町)

TEL (076) 283 - 3900

3. 参加会費 5,000円

(多数商品取り揃えております。プレー代は各自ご負担)

4. 競技方法 18ホールズ ストロークプレー (ダブルペリア方式)

5. 定 員 32名(8組予定)

6. 問合せ先 青年中央会事務局(中央会情報企画課: TEL 076 - 267 - 7711)

個別専門相談室開催のご案内

中央会では組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することとしています。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象 となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

一日 程一

担当 総務課・元木まで (TEL 076-267-7711)

開催日	時 間	内 容	専門相談員
10月21日(火)	$10:00 \sim 12:00$ $13:00 \sim 15:00$	税務・経営相談 法 律 相 談	税理士坂井昭衛弁護士久保雅史

一場 所一

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室

決算関係書類等の提出について

組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に決算関係書類を所管行政庁 に提出することが法律上義務付けられています。

3年連続して提出を怠りますと、休眠組合と見なされ解散整理の対象となりますので必ず決算関係書類を提出するようにして下さい。

役員変更届は、役員に変更があった場合、全員再任された場合に関わらず<u>改選期ごと</u>に提出する必要がありますのでご注意下さい。

なお、中央会宛に2部(行政庁用1部、本会控え用1部)ご提出いただければ、本会 経由で行政庁へ提出いたします。

また、定款変更を考えられている場合は、総会等で決議する前に一度中央会までご相談下さい。

※石川県では、昭和56年休眠組合の一括整理実施後、3年毎に組合法第106条第2項の規程に基づく恒久的措置(1年以上継続して事業を行っていない組合に対して命令を出し、職権により法人登記を抹消する)を実施しています。

事務局新規採用職員の紹介



藤田 祥一朗 (情報企画課・書記)

このたび中央会に入りました藤田祥一朗と申します。まだまだわからない事が多く、日々勉強中の自分ですが、一日でも早く戦力に加われるように頑張ります。まだまだ至らない点も多い自分ですが、何事にも一生懸命頑張りますので、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。

石川県名古屋事務所のご案内

石川県名古屋事務所の概要や活動等についてご紹介します

【石川県名古屋事務所の概況】

当事務所は、石川の観光及び伝統工芸品などの物産等の情報発信基地として、昭和41年7月に名古屋市の繁華街、栄4丁目の中日ビル4階に開設された。

主な業務は、①観光・物産の宣伝、県産品の販売、②企業誘致と産業情報の収集、③県人会 との連絡調整、支援協力である。

年間の相談・案内件数は、約12,000件、物産販売は年額約250万円になる。また、昭和56年 以降、東海4県から10の企業が誘致されている。

東海地区は、製造業の一大集積地であることから、石川県に事業所を置く名古屋支店・営業 所が機械・電気関係を中心に開設されている。

【観光情報の発信と入込み】

情報発信の対象は、一般来訪者等と旅行会社、雑誌・新聞社など旅行企画の担当者に大きく 分けられる。

一般来訪者は、1週間~1ヶ月先の情報を収集目的で来所される。中でも現地に2回以上来 県された方が多数来られるのが特色である。

又、旅行企画等専門業者からの照会は、年間約3,000件。

内容は、ポジ捜し、個別パンフからの企画材料集め、店舗内のポスター捜し、現地取材に向けた材料集めなどである。主として6ヶ月程度先の商品企画のための来所が多い。

東海地区からの入込みは、約240万人で、関西地区の約300万人に次ぐ規模にある。これは、 東海が関西よりリピーターの確保が必要なことを示している。

所感:・観光パンフレットは、A4横の三つ折サイズが主流になっており、制作の際は参考にして欲しい。

・大阪の黒門市場、京都の錦市場、金沢の近江町市場などの市民の魚市場が名古屋に は無い。魚介類の美味しさは、石川の売りと思う。

【石川と東海地区の産学官連携】

このたび、石川県では、名古屋市内に支店・営業所を構える石川県の企業11社・1団体が 参加する「石川県在名企業産業交流研究会」を8月21日に立ち上げた。

これは、石川県の大学・大学院の研究成果を石川の企業が橋渡しとなり、東海地区の企業に 技術交流や産学官連携を通じて、両者の共同研究を支援する。

設立総会には、会則、年間事業計画、予算、役員選任のあと中部石川県人会の中村市次会長から祝辞があり、その後、有田良児石川県工業試験場長の特別講演「石川の産学官連携」があった。今後の事業計画は、最新技術の講演会を開催したり、先端技術工場の見学会を実施する。

FFF BOTHE

中央会共済特集! ~中央会共済30周年記念キャンペーン実施中~ 中小企業の福利厚生制度の充実を目的とした中央会共済も 今年で30周年を迎えました。

今回は皆さんの身近な話題の中から、中央会共済の 活用方法をお届け致します。





「退職給与引当金制度」が廃止になったそうですが、 従業員の退職金準備や税務処理に影響はありますか?







- ①平成14年3月期を最後に、無税での繰入れは認められなくなりました。
- ②以後の事業年度から、段階的に取崩して益金に戻し入れます。

■「退職給与引当金制度」とは

企業が使用人の退職金の準備に、累積限度額の範囲内で引当を設定できたものが「退職給与引当金」でした。企業が退職金規定(要件を満たす必要があります)を定めている場合は、毎期の引当金額は損金算入が可能でした。 制度は下記の経緯をたどり、平成14年に廃止が決定されています。

昭和 27 年	制度導入 (累積限度額:期末要支給額の 50%)
昭和 55 年	累積限度額の引下げ (累積限度額:期末要支給額の 50%→40%)
平成 10 年	累積限度額の引下げ (累積限度額:期末要支給額の40%→20%) (経過措置として、H10:37%、H11:33%、H12:30%、H13:27% …)
平成 14 年	制度の廃止

■税務における影響

従来の退職給与引当金制度は、平成14年3月期の繰入(最大で、期末要支給額の27%まで)を最後に、以後の年度から段階的に取崩す(益金に戻し入れる)ことになり、各年度に税負担が発生することがあります。

■段階的取崩のルール

平成14年3月期決算時の繰入額に対し、次の割合の取崩=益金戻し入れが必要になります。

取崩割合	● 資本金1億円超の法人					
7///1111	平成 14 年度 10 分の 3	平成 15 年度 10 分の 3	平成 16 年度 10 分の 2	平成 17 年度 10 分の 2		
	● 資本金 1 億円以下の中小法人および協同組合等					
10 年間で 10 分の 1 ずつ						

※「年度」とは、その年の4月1日から翌年3月31日の間に開始される事業年度を意味します。

※作成日現在の税制に基いた記載です。今後税制改正が行われた場合には記載の内容と相違する場合があります。

■特定退職金共済制度の活用

- ・特退共は、従業員の退職金準備の為、全額事業主が積みたてる制度です。
- ・1口=1,000円として、従業員1人につき最高30,000円まで加入できます。
- ・掛金は、損金(必要経費)として算入でき、従業員の給与にもなりません。
- ・退職給与引当金廃止に伴い、特定退職金共済制度の導入を図ることは有効な対応策となります。

[※]共済制度ご加入に際しては、必ず所定のパンフレットをご一読下さい。

FFF BOTHE

平成15年度 中小企業組合検定試 中小企業組合検定試験に挑戦して、中小企業組合性になりましょう!! 受験資格…中小企業組合の業務に従事している人、又は将来従事しようとする人 試 験 日…平成15年12月7日(日) 地…札幌・青森・秋田・仙台・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・ 高松·福岡·長崎·大分·宮崎·那覇 受付期間…平成15年9月1日(月)~10月15日(水) 受 験 料…5,000円(一部科目免除者は3,000円) 試験科目…「組合制度」「組合運営」「組合会計」 その他…申込方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。 (受験願書は中央会にあります。) 協力/石川県中小企業団体中央会 主催/全国中小企業団体中央会 後援/中小企業庁